



5月は「宅地防災月間」

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命にかかわることにもなりかねません。造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

大雨が予想される梅雨期前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

大阪府では、この期間中に市内町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

- 防災パトロール
パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検、指導をします。
- 宅地防災技術研修会
宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術

研修会を5月下旬に開催します。詳しくは、府建築指導室ホームページをご覧ください。

「家庭でも宅地災害を未然に防ぐ点検をお願いします」
自宅の周辺を点検し、必要なときは早急に適切な処置をしましょう。

● 石垣、擁壁に亀裂などは入っていないか、割れ目から地下水がしみ出していないか

● 石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか

● 地盤は沈下していないか

● 排水の溝に泥などがつまっていないか

※詳しくは府建築指導室発行の「石積み・ブロック積みよう壁の自己診断マニュアル」をご覧ください。マニュアルは府建築指導室ホームページでもご覧いただけます。

相談・問合せ

● 都市計画課 (りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447・8124)

● 府 審査指導課 (☎06・6210・9722)



5月14日～20日
ギャンブル等

依存症問題啓発週間

ギャンブルなどをやめたくてもやめられないなら、それは依存症かもしれません。大阪府こころの健康総合センターでは、5月から第2・4土曜日も相談を実施します。依存症は回復が十分可能な病気です。本人や家族だけで抱え込まず、まずは相談してください。

問合先 こころの健康総合センター (☎06・6691・2818)



▲相談窓口 QRコード

5月25日～31日

脳卒中週間

脳血管疾患は、泉佐野市の死因(平成29年度)の第4位を占めており、発症後の後遺症に悩む人も多く、要介護となる原因や社会的な負荷の極めて大きな疾患となっています。

生活習慣を改善し、危険因子となる糖尿病や高血圧の予防や、健診や日々の生活での血圧

や脈の測定を行い、異常を早期に発見して対応するなどの予防が重要となります。ひとり一人ができる予防に、取り組んでみましょう！

問合先 健康推進課

5月1日～7日は憲法週間

5月3日の「憲法記念日」は、第二次世界大戦終結後の昭和22年5月3日に、今の「日本国憲法」が施行されたことを記念して定められました。

憲法は、国家の権力の濫用

を防ぎ、国民の権利や自由を守るためのものです。憲法第11条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と明記されています。すべての人が人間として自由に幸福に生きていくために憲法があるのです。わたしたちの暮らしに深く関わっている憲法について、この機会に考えてみましょう。

問合先 人権推進課



かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■ 関西国際空港アクセス検索ツール [KIX ACCESSMOOTHIE]

空港へ向かう時や、空港からホテルや観光地などの目的地へ出発の時、アクセス方法で迷ったことはありませんか？ 関西国際空港のホームページでは、アクセス検索に便利な「KIX ACCESSMOOTHIE(キックス アクセススムーズ)」をご利用いただけます。

鉄道・バス・高速船・タクシーなどの経路検索が行えるサービスで、所要時間や運賃を確認することができます。

また、鉄道・バス・高速船・連絡橋の運休や遅延など、リアルタイムな情報もご案内しています。空港をご利用の際はぜひご活用ください。

ご利用はこちら→<https://visit.jorudan.co.jp/kix/>

KIX ACCESSMOOTHIE

放火されないまちづくりを

放火による火災件数は、これまでの放火防止対策の取組効果で、平成21年では11,205件、平成30年で4,761件と減少しているものの、依然として火災原因の上位であることにかわりはありません。

放火は、人が故意に火を点けることによって発生することから、傾向を知り対策を講じ、「自分たちの街は自分たちが守る」という意識を持ち地域ぐるみで、放火されないまちづくりを心掛けましょう。

【放火防止のポイント】

- 家の周りに燃えやすいものを置かない
- 門や通用口、物置、車庫などのドアは施錠する



- 外灯などを設置し、夜間も家の周りや駐車場を明るくする
 - 郵便受けの新聞やチラシは必ず屋内に取り込む
 - ごみは、指定の収集日に出す
- 問合せ先** 泉州南広域消防本部 予防課 (☎4699・0886)

「太陽光パネル・蓄電池」

共同購入参加者募集

府では、太陽光パネル・蓄電池を府民みなさんでおトクに購入する共同購入の参加者の募集を開始しています。日々の生活に使う電気を自宅の屋根で発電できる太陽光パネル、そして発電した電気を夜間も有効に活用し災害時にも役立つ蓄電池。この機会におトクに購入しませんか？(府内各地で説明会開催予定)

参加登録・募集期間 6月30日(火)まで

申込 おおさかみんなのおうち に太陽光事務局(平日午前10時〜午後6時)に☎0120・758・300 携帯電話・PHSからは0570・075・300 または専用WEBサイト(https://group-buy.jp/solar/osaka/home)へ

問合せ先 大阪府エネルギー政策課(おおさかスマートエネルギーセンター)☎06・6210・9254



▲ホームページQRコード

コンビニ交付サービス

一時停止のお知らせ

メンテナンスのため、コンビニ交付サービスを一時停止します。ご理解、ご協力をお願いします。

期間 5月2日(土)〜6日(休)

サービスの再開予定 5月7日(休)午前6時30分〜

停止内容 戸籍全部事項・個人事項証明書・戸籍の附票の写し、住民票の写し、印鑑証明書、税証明

問合せ先 市民課

就学相談全体会

小・中学校への就学に際し、子どものことで不安を持っている保護者を対象に、就学相談についての説明を行います。

日時 6月11日(休)

●小学校：午後2時〜

●中学校：午後3時30分〜

場所 エブノ泉の森ホール マルチスペース

内容 支援学級・支援学校・個別の就学相談の流れなど

対象 来春、小・中学校に入学する年齢の児童の就学について、相談を希望する保護者

問合せ先 学校教育課

※申込不要

檀波羅公園墓地

使用のみなさんへ

檀波羅公園墓地(区画墓地)の使用にあたり、次の事項が生じた時は手続きが必要です。

- 使用者が亡くなったとき
- 使用者の住所、氏名などを変更したとき
- 使用許可証を紛失したとき
- お墓に焼骨を埋蔵するとき
- お墓から焼骨を改葬するとき
- 墓地を市へ返還するとき

問合せ先 環境衛生課

※詳しくは問い合わせてください。

第2次泉佐野市

健康増進計画

食育推進計画策定

全ての市民が健康に暮らせるまちの実現のために、健康や健康づくりの重要性に気づき、健康づくりの実践に努め、個人・地域・行政・社会がつながり、

環(わ)となつて健康づくりに取り組んでいくことをめざし、新たに令和2年度からの6カ年を計画期間とした健康づくりと

食育を一体的に推進していく「第2次泉佐野市健康増進計画」

食育推進計画」を策定しました。

個人や家庭、地域、学校や行政において、健康を支える食習慣・食育、身体活動・運動、休養・

こころの健康づくり、たばこの対策、アルコール対策、歯と口の

健康づくり、生活習慣病の予防・

早期発見と重症化予防、地域で

取り組む健康づくりの8つの分野での取り組みを推進します。

基本理念

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの

健康なまち iversityみさの



特定生産緑地の指定受付

指定を希望する場合は、期間内に申請してください。

【受付場所・時間】

- 都市計画課(りんくうタウン事務所)：令和4年3月31日(木)までの午前9時30分～午後4時
 - 市役所プレハブ202会議室(本庁舎南側)：6月23日(火)～7月17日(金)(7月6日(月)・10日(金)除く) 午前10時～正午、午後0時45分～3時
- ※受付期間後の申請はできません。
- 問合先 都市計画課
(りんくうタウン駅ビル東棟2階) ☎447・8124

住宅改修支援金受付延長

平成30年9月に発生した台風第21号の被害による住宅改修工事に対する支援金の受付を9月まで延長します。

問合先 都市計画課
(りんくうタウン駅ビル東棟2階) ☎447・8124



住宅総合助成事業

対象

●市内の自ら居住する住宅を建替える人

●新築住宅を購入し居住する人、(※) 泉佐野市空き家バンクに登録された中古住宅を購入、または賃借し、居住する人に助成。

※売買契約日(請負契約日)から2年を過ぎたものは対象外。また、地元町会加入が条件

内容 泉佐野ポイントカード「さのぼ」に地域ポイントで25万ポイント付与(空家バンクを賃借し、居住する人は10万ポイント付与)

※連携金融機関において住宅ローンの金利引き下げ制度あり

問合先 都市計画課
(りんくうタウン駅ビル東棟2階) ☎447・8124

(※) 泉佐野市空き家バンク

登録条件

- 戸建住宅であること
- 建築基準法の規定による確認済証のあるもの
- 仲介業者との媒介契約(売買・賃貸借)が締結されているもの
- ※「専属専任媒介」・「専任媒介」に限る

三世代同居等支援事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者などが安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、泉佐野市内において高齢者世帯と同居または、近居(直線距離でおおむね1.2km以内)した子ども世帯に対して、転入転居費用の一部(※)を限度額10万円とし、助成します。

(※) 転入転居日から6カ月以内の申請が対象

【転入転居費用とは】

- 持家の場合：住宅の新築・増築・建て替えに要する費用(リフォームは対象外) または中古住宅を購入する費用
- 貸家の場合：賃貸借契約に要する費用(敷金・礼金・権利金・仲介手数料)

【高齢者世帯の要件】

- 子ども世帯と同居・近居をはじめた時点で、すでに1年以上泉佐野市内に居住している
- 65歳以上(夫婦のみの場合いづれか一方)の人のみの世帯
- 外国籍の人は、日本国の在留資格を有すること

【子ども世帯の要件】

- 子ども世帯の世帯主またはその配偶者が、高齢者世帯を構成する者の直系卑属(子)である

●申込時に中学生以下の子どもを、申込者またはその配偶者が扶養し、同居している

●外国籍の人は、日本国の在留資格を有すること

問合先 地域共生推進課

※詳しくは問い合わせてください。

泉佐野市での新婚さんの新生活を応援します!

令和2年3月以降に入籍し、市内に住民票があるご夫婦の新居の住居費・引越し費用を対象に補助(上限あり)があります。申請には条件がありますので、詳しくは問い合わせください。なお件数には限りがあります。

申込・問合先 5月15日(金)以降に子育て支援課へ



空家等除却工事補助事業

4月から、地域の安全・安心かつ良好なまちなみの形成に資することを目的として、まちなみの形成を阻害している空家住宅の除却工事費用の一部を補助します。

※補助金の交付決定前に行われた除却工事は対象外

【補助対象住宅】

1年以上使用の実態が無い住宅（賃貸は除く）で、泉佐野市木造住宅除却工事補助金交付制度の対象とならない建築物

【補助対象者】

● 補助対象住宅を所有する個人
● 市税について滞納がない者

【補助内容】

● 住宅除却工事費用の一部で最大65万円の補助金を交付します。（除却工事費用が65万円未満の場合はその額）

問合せ

都市計画課
（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447・8124）



住宅リフォーム助成事業

定住促進および地域経済の活性化を目的として、個人が市内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に要する経費に対して助成します。

※助成金の交付申請前に行われたリフォーム工事は対象外

内容

● 補助の対象となる住宅リフォーム工事に要した費用の10%（最大10万円。千円未満の端数は切り捨て）

● 対象住宅および対象者については1回限り

対象者 市税の滞納が無く、住宅リフォーム工事に於いて市内の施工業者を利用する人

※泉佐野市内の施工業者とは、市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人業者を言います。
法人の場合は法人番号、個人業者の場合は印鑑証明書の住所で確認します。

また、建設業許可が必要となる工事については、建設業許可番号を確認します。

対象住宅

次のいずれかに該当する住宅（賃貸住宅は除く）

※店舗・事務所などの併用住宅には、対象者の居住部分に限

り、共同住宅は対象者の居住専用部分に限る

● 申請日において、10年以上居住している住宅

● 市内で築5年以上で、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものであって、補助金の交付を受けようとする者が居住またはこれ

から居住しようとする住宅。

※詳しくはホームページをご覧ください。（外構工事や電気設備などの購入は対象外）

問合せ 都市計画課
（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447・8124）



耐震診断費用・耐震改修工事の一部を補助します

泉佐野市では地震に備えた住宅の耐震化へ、工事費などの一部を補助します。

補助金	対象	金額
耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの）で、耐震診断技術者により耐震診断を実施するもの	耐震診断に要した費用（1,100円/㎡を限度とする）の11分の10で、1戸当たり5万円限度
耐震設計	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、改修後、住もうとするもの。賃貸住宅は除く）	詳細はホームページに掲載
耐震改修	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され耐震診断の結果、耐震性が不足している木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているか、改修後、住もうとするもの。賃貸住宅は除く）で、耐震設計を行った後、改修することにより耐震性が確保されること	詳細はホームページに掲載
住宅改造	耐震改修補助による耐震改修工事と同時に同一棟で実施する住宅リフォーム工事	詳細はホームページに掲載
住宅除却	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築され、耐震性が不足していると判定された木造住宅（長屋、併用住宅および共同住宅を含み、現に居住しているもの。賃貸住宅は除く）。または、住宅改良法に規定のある不良住宅であること	1戸（長屋、共同住宅は1棟）当たり80万円限度で、限度額未満の場合はその額

※事業開始は国および府の補助額確定後

問合せ 都市計画課

（りんくうタウン駅ビル東棟2階 ☎447-8124）

※それぞれの受給には、条件がありますので事前に問い合わせてください。補助件数は、予算の範囲内となります。